

心のバリアフリー（案）について

1. 位置付け

高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活が出来るようにするためには、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要です。

町民一人ひとりがバリアフリーについての理解と見識を深め、互いに助け合う、あたたかな心配りのあるまちづくりを目指します。

基本構想では、バリアフリー新法の理念に基づき、持続的・段階的な心のバリアフリーの発展を目指し、実施すべき取組みを検討します。

2. 基本的な考え方

高齢者、障がい者等を対象としたハード面におけるバリアフリー化については、その推進方策を確定するのが困難です。国もこれらについて幅広い検討を行っており、方策が明らかになった段階で推進していく考え方ですが、ソフト面においても啓発事業に粘り強く取組むとともに、高齢者、障がい者等との交流を促進することで相互理解を深めることが重要です。

バリアフリーに関する啓発活動の実施

バリアフリーに関して、町民一人ひとりが意識をしていくことが必要です。自らがバリアを作らないこと（例：点字ブロック上に荷物を置かない）や、一人でも取り組める心のバリアフリーを実施することが必要となります。そのため、心のバリアフリーに関する意識の向上を図る啓発を検討し、実施する必要があります。

また、高齢者や障がい者等が、どういう場面で困っているのかという現状を、町民・事業者・行政の各々がよく把握したうえで、的確な解決策を探っていかなければなりません。

啓発活動事例

- ・バリアフリー点検（まち歩き）の実施
- ・研修会、シンポジウムの開催
- ・啓発チラシ、ポスターの設置

バリアフリーに関する情報の発信

バリアフリーに関する啓発活動等の取組みには、多くの町民に参加を促す必要があります。

そのためには、啓発活動の情報を容易に受け取れるような施策を行う必要があります。

情報発信事例

- ・バリアフリーMAPの作成・配布
- ・バリアフリーパンフレットの作成・配布

